

支給対象となる可能性のある方へ 平成28年度臨時福祉給付金と

障害(基礎)・遺族(基礎)年金受給者向け給付金の申請書を発送します

9月21日 発送じゃ!



消費税引き上げの影響を踏まえて、所得の低い方々への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。また「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金・遺族基礎年金受給者を支援するため、障害(基礎)・遺族(基礎)年金受給者向け給付金を支給します。対象となる可能性のある方には9月21日(水)に申請書を発送しますので、申請書が届いた方は、ご自身が該当されるかを確認し、お手続きください。
※DV被害者で、他の市町村から住民票を移さずに清瀬市にお住まいの方は、ご相談ください。

支給要件と支給額

臨時福祉給付金の支給要件と支給額

- 以下のすべてを満たす方。
 - 平成28年1月1日に清瀬市の住民であった。
 - 平成28年度の住民税(均等割)が非課税である。
 - 課税されている人の扶養親族等になっていない。
 - 生活保護などの受給者ではない。
- 支給額：1人につき3,000円(1回限り)

障害(基礎)・遺族(基礎)年金受給者向け給付金の支給要件と支給額

- 以下のすべてを満たす方。
 - 上記、臨時福祉給付金の支給要件を満たす方。
 - 平成28年5月分の障害基礎年金もしくは遺族基礎年金を受給されている方
 - ただし、障害厚生年金、遺族厚生年金のみを受給されている方や、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給した方などは対象になりません。
- 支給額：1人につき30,000円(1回限り)

申請方法①

臨時福祉給付金または高齢者向け給付金を受け取ったことがある場合

お手元に申請書が届いたら、必ず同封の申請書に記入・押印のうえ、同封の返信用封筒にて返送ください(継続申請)。添付書類は原則必要ありませんが、添付書類が必要となる場合もありますので、申請書に同封の案内をご確認ください。

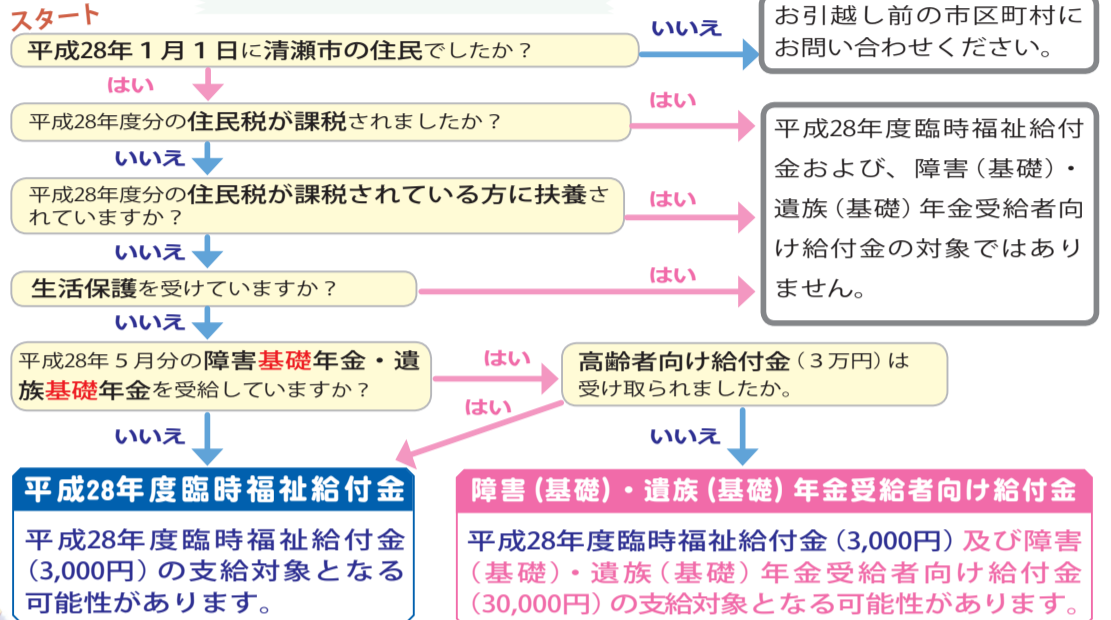
申請方法②

臨時福祉給付金や高齢者向け給付金を受け取ったことがない場合

- 平成27年度臨時福祉給付金や高齢者向け給付金を受け取っていない方は、下記の手順で申請してください(新規申請)。
 - ①給付金の支給要件にご自身が該当するかご確認ください。
 - ②支給要件すべてに該当する場合は、申請書に必要な事項を記入してください。
 - ③必要な書類を添付のうえ、ご返送ください。(原則、郵便受付)
- 必要書類については、申請書に同封の案内をご確認ください。



支給対象者診断チャート



申請期間

9月21日(水)から
12月28日(水)まで(当日消印有効)

給付金の支給について

給付金は、指定された口座への振り込みとなります。

問合せ

市では、平成28年度臨時福祉給付金などのお問い合わせに対応するため、9月15日から専用コールセンターを開設します。ぜひご利用ください。

- ◆清瀬市臨時福祉給付金専用コールセンター ☎0120・999・334(平日午前9時～午後5時)
※厚生労働省でも、専用ダイヤルを設置しています。
- ◆厚生労働省「臨時福祉給付金」専用ダイヤル ☎0570・037・192(平日午前9時～午後6時)

詐欺に注意!

臨時福祉給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の不正受給にご注意を

市役所や厚生労働省などが、次のようなことをお願いすることは絶対にありません。

- ◆ATMの操作をお願いすること
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと
- ◆「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めること
- ◆市役所や厚生労働省などが、市民の皆さんの世帯構成などの個人情報を照会すること

自宅や職場などに不審な電話や郵便があった場合は、迷わず左記コールセンターや東村山警察署 ☎042・393・0110(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

情報社会を生き抜く

メディアリテラシーシリーズ講座第3回

プロから学ぶ~文章講座~(全3回)

ものの見方、文章の書き方、取材の仕方や情報リテラシーを学びます。文章を書く力はさまざまな活動の基礎になります。

対象 NPO法人・PTA・市民団体などの広報に携わっている方、文章の書き方を学びたい方(連続3回講座)。第2・3回目は全講座参加できる方・市内在住・在勤・在学の方優先

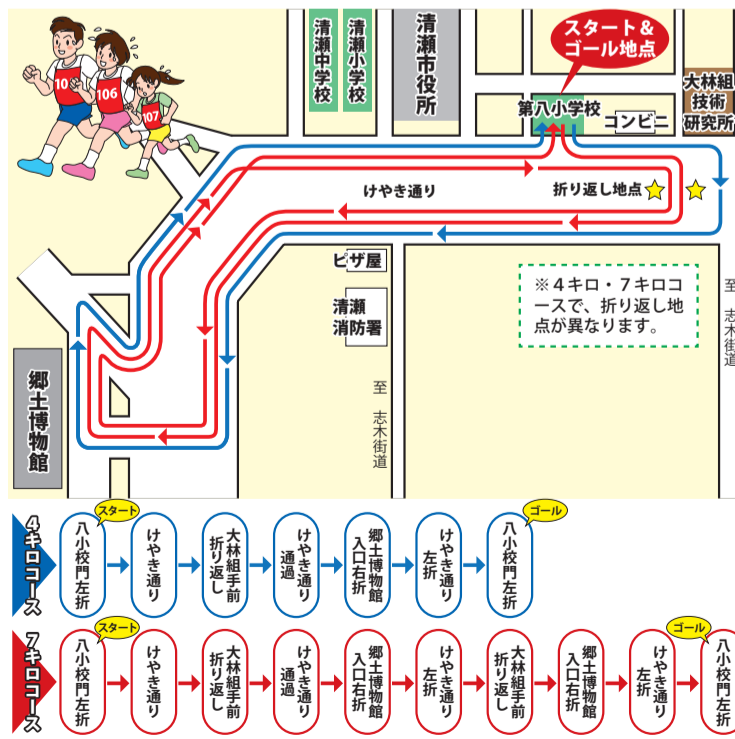
※保育あり(6か月~就学前、先着10人。要事前申し込み)。

日時・内容 下表参照

申込み・問合せ 9月15日午前9時から電話で男女共同参画センター ☎495・7002(平日午前9時~午後5時)へ

講座日程・内容

| 日時 | 内容 | 定員 |
|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| 10月22日(土) 午後2時~4時 | 「記事」「広告」から情報リテラシーを学ぶ | 先着40人 |
| 10月28日(金) 午後3時~5時 | ものを書くということ | 各回先着16人。全講座参加できる方・市内在住・在勤・在学の方優先 |
| 11月11日(金) 午後3時~5時 | 書くことを通して見えてくるもの | |



10月10日(月)開催予定の第36回清瀬市民マラソン大会の走行コースが、左記のように決定しました。

◆交通規制については、当日の午前9時~午後1時、けやき通りの大林組技術研究所~郷

土博物館の間が片側通行となります。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問合せ 清瀬文化スポーツ事業団 ☎493・4033(午前9時~午後8時・月曜休館)

第36回 清瀬市民マラソン大会